市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第五十号

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則（昭和三十一年四月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

別表の一の項９を削り、同項10中「及び組合」を削り、「第十三号様式」を「第十二号様式」に改め、同項10を同項９とし、同項11中「及び組合」を削り、「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同項11を同項10とし、同表の二の項を削り、同表の三の項中「第十六号様式」を「第十四号様式」に改め、同項を同表の二の項とし、同表の四の項１及び２中「第十七号様式」を「第十五号様式」に改め、同項３中「第十八号様式」を「第十六号様式」に改め、同項４中「第十九号様式」を「第十七号様式」に改め、同項５中「第二十号様式」を「第十八号様式」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の五の項１中「第二十一号様式」を「第十九号様式」に改め、同項を同表の四の項とする。

第十二号様式を削り、第十三号様式を第十二号様式とし、第十四号様式を第十三号様式とし、第十五号様式を削り、第十六号様式を第十四号様式とし、第十七号様式から第二十一号様式までを二様式ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。